

京都市告示第 690号

京都芸術センターの指定管理者である公益財団法人京都市芸術文化協会から、京都芸術センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都芸術センターの図書室の臨時休室について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

臨時に休室する日

令和6年 4月30日 (火)

5月31日 (金)

6月28日 (金)

7月14日 (日)、15日 (月)、16日 (火)、31日 (水)

8月30日 (金)

9月30日 (月)

10月30日 (水)

11月29日 (金)

12月25日 (水)

令和7年 1月31日 (金)

2月28日 (金)

3月31日 (月)

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)